

○興部町先進不妊治療費等助成事業実施要綱

(一年一月一日条例第一号)

(目的)

第1条 国内における不妊治療のうち、厚生労働省にて先進医療として告示された技術（以下「先進不妊治療」という。）については、治療費が高額であることから、先進不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象となる者は、先進不妊治療を受けた治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦のうち、次の全ての要件に該当する者（以下「対象者」という。）とする。また、町長が特別の理由があると認めたときはこの限りではない。

- (1) 夫婦のいずれかが、基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本町の住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する婚姻をしている夫婦であること。
- (3) 他の市区町村において、当該先進不妊治療に係る医療費助成を受けていないこと。
- (4) 夫婦いずれも町税及び使用料等の滞納がないこと。

(助成対象となる費用)

第3条 この要綱による助成対象費用の範囲は、前条に規定する対象者が、先進医療の実施医療機関として厚生労働省へ届出を行っている又は承認を受けている医療機関で、医療保険適用の一般不妊治療又は生殖補助医療と併用して実施した先進不妊治療の受診に要した治療費、交通費とする。

(助成額)

第4条 前条に規定する費用について、別表第1に定めるところにより補助するものとする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者は、助成対象となる先進不妊治療を実施した日の属する年度内に、興部町不妊治療費等助成事業申請書（様式第1号）に、以下に掲げる書類を添付して申請を行うものとする。なお、同一年度内で2回目以降の申請かつ、前回の申請時に提出したものと内容が同じである場合は添付を省略することができる。

- (1) 記載事項（個人番号を除く。）を省略していない、発行日から3か月以内である住民票謄本
- (2) 先進不妊治療を受けた医療機関が発行した領収書及び診療明細書
- (3) 先進不妊治療を受けた医療機関が処方した処方薬に係る調剤薬局発行の領収書
- (4) その他対象者の本人確認に必要な書類

2 必要な書類の準備に時間を要する等、特別な事情により年度内に申請ができなかった場合においては、翌年度の5月末日までに申請できるものとする。また、町長が特別な理由があると認めたときはこの限りではない。

(助成の決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、助成の可否を決定し、興部町先進不妊治療費等助成事業交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、申請者が虚偽の申請その他不正な行為により助成を受けたときは、申請者から助成の額の全部又は一部を返還させることができる。

(個人情報保護)

第8条 町長は、当該助成事業の実施にあたっては、申請者の個人情報の保護に十分留意しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行し、令和5年4月1日より遡及して適用する。

2 第1項に規定する遡及対象となる経費のうち、交通費については他の法令等による給付がある場合は、その額を控除するものとする。

別表第1(第4条関係)

補助金交付額の算定方法			
この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)により算出した額とする。ただし、算出された額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。			
(1)以下の「区分」ごとに、「助成対象経費」の実費出額と「助成補助基準額」のいずれか低い方の額に「助成率」で規定する補助率を乗じて得た額を算定する。			
(2)(1)で算定された額を区分ごとに合計し交付額とする。			
区分	助成対象経費	助成基準額	助成率
治療費	事業の対象となる者が、医療機関において検査・治療を受けたときに要した治療費。 なお、これまで助成を受けた回数が、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは通算6回(40歳以上であるときは通算3回(助成を受けた後に出産した場合は、これまで受けた助成回数をリセットすることができる。また、妊娠12週以降に死産に至った場合についても助成回数をリセットすることができる。その場合は、死産届の写し等により確認する。))を超える場合は、助成の対象外とする。	50,000円 (交付1回当たり)	10分の7 以内
交通費	1回ごとの旅行について、北海道内医療機関の所在地までの通院等に要する往復の鉄道賃(旅客運賃及び特急料金)及びバス賃	最も経済的な通常の経路及び方法により算出した額	3分の2 以内

様式第 1 号(第 5 条関係)

興部町先進不妊治療費等助成事業申請書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

興部町先進不妊治療費等助成事業交付・不交付決定通知書
[別紙参照]